

組合活動におけるセクシュアル・ハラスメント防止のとりくみ実施にあたって

- 1 セクシュアル・ハラスメントを起こさないようにするために、次の事項の重要性について十分認識するよう努めること。
 - ① お互いの人格を尊重すること。
 - ② お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。

- 2 セクシュアル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識するよう努めること。
 - ① 性に対する言動の受け止め方には個人間やジェンダー・バイアス、その人物の立場等により差があり、セクシュアル・ハラスメントにあたるか否かについては、相手の判断が重要であること。

具体的には、次の点について注意すること。

 - ・親しさを表す言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
 - ・不快に感じるか否かには個人差があること。
 - ・この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
 - ・相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。
 - ② 相手が拒否し、または嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないことはもちろん、相手は何らかの拒否の意思表示をしないからといって、「嫌がっていない」と思い込むのではなく、常に相手の気持ちに配慮すること。
 - ③ セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があると限らないこと。特に、セクシュアル・ハラスメントの加害者が上司、先輩等の場合、拒否の意思表示ができないことも少なくなく、それを同意、合意と勘違いしないよう注意を怠らないこと。
 - ④ 組合活動におけるセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのではなく、組合活動以外でもセクシュアル・ハラスメントを起こさないよう十分注意すること。

- 3 セクシュアル・ハラスメントにより組合活動における環境が害されることを防ぐため、次の事項について積極的に意を用いるように努めること。
 - ① セクシュアル・ハラスメントについて、問題提起をする当事者および関係者をいわゆるトラブルメーカーと見たり、当事者間の個人的な問題として片づけないこと。
 - ② セクシュアル・ハラスメントの被害の継続・拡大を防ぐために、セクシュアル・ハラスメント事象に遭遇した場合は、注意を促したり、セクシュアル・ハラスメントについて相談を受けた場合は、「大阪市職員労働組合セクシュアル・ハラスメント防止等に関する指針」や「要綱」にもとづき、必要な行動をとること。
 - ③ セクシュアル・ハラスメントと思われる事象がある場合には、第三者として、相談窓口等に相談することをためらわないこと。

- 4 セクシュアル・ハラスメントの被害を受けたと思う場合は、被害の継続と拡大を防ぎ、早急に被害を回復するために、できるだけ次のような対応に努めること。
- ① 自分が不快だと感じた場合は、その意志を相手に表明するよう努めること。ただし、表明できなかったことで落ち度とされることはない。
 - ② 信頼できる人（相談窓口等含む）に相談するよう努めること。
 - ③ メモ等記録を残すように努めること。